

第 3 回自治基本条例見直し委員会・概要

平成 29 年 1 月 18 日（水）午前 10 時から 11 時 45 分まで開催した、第 3 回自治基本条例見直し委員会について、全体的には、「住民投票制度に関する重要事項検討報告書」を中心に論点を順番に進めていくこととなった。論点については、次の 20 項目。

○住民投票制度に関する重要事項

- (1) 制度の形態（個別設置型・常設型）
 - ・論点 1 「個別設置型」と「常設型」
- (2) 結果の効力（拘束型・諮問型）
 - ・論点 2 「拘束型」と「諮問型」
- (3) 投票対象事項
 - ・論点 3 「ポジティブリスト」と「ネガティブリスト」
 - ・論点 4 住民投票の対象としない事項（除外事項）
- (4) 投票資格者
 - ・論点 5 年齢要件
 - ・論点 6 住所要件
 - ・論点 7 国籍要件
 - ・論点 8 投票することができない者の要件
- (5) 請求・発議の要件
 - ・論点 9 住民による請求の要件
 - ・論点 10 議会による請求の要件
 - ・論点 11 町長による請求の要件
- (6) 投票運動及び投票の期日の設定
 - ・論点 12 投票運動の制限及び罰則
 - ・論点 13 選挙と同日実施することの可否
 - ・論点 14 投票までの期間
- (7) 成立要件
 - ・論点 15 投票の成立要件
- (8) 再請求・発議の制限期間
 - ・論点 16 再請求・発議の制限期間
- (9) 熟議のプロセス
 - ・論点 17 熟議の機会
 - ・論点 18 投票に係る情報の提供
- (10) その他
 - ・論点 19 投票の形式
 - ・論点 20 住民投票に係るコスト

「住民投票制度に関する重要事項検討報告書」については、「住民投票制度に関する調査・研究報告書」(横須賀市)、「住民投票制度に関する重要事項答申」(茅ヶ崎市)、「第3期寒川町まちづくり推進会議住民投票条例勉強会報告書」(寒川町)を参考に論点を整理した。この中で、他の自治体の状況を参考にしながら、委員の皆様からご意見をいただいでいく。論点は20項目ありますので、1年かけてこれらの論点に対する委員会の意見を述べていく。1回の委員会で3、4点の論点をまとめていき、最終的には検討報告書をつくることとなった。

これまでの委員会のまとめでは、自治基本条例で謳われている住民投票の条例が未制定で抜けているということであった。住民投票条例が作られるという前提で、これらの論点を整理してまとめていく。

2年かけて、委員会として町に報告するため、論点を確認していく作業をしていく。

茅ヶ崎市は、最終的には議案としては提出しなかった。また、横須賀市も、その後議案として提出はしていない。

寒川は、推進会議の2委員会の1つ(自治基本条例見直し委員会)で、今回このような形で町長へ報告書を提出する。

菊地委員よりコメントをいただいた、報告書の最初に「前文」や「はじめに」で議論の経緯を分かりやすい説明を入れることについては、各論点が終わった後に改めて整理する。

今回整理したのは論点1から論点9までで、内容は別添のとおり。

次回第4回自治基本条例見直し委員会は、第4回まちづくり推進会議の日程が決まったら、正副委員長に伺い日程を調整する。

(1) 制度の形態（個別設置型・常設型）

論点 1	自治基本条例見直し委員会の検討結果
「個別設置型」と「常設型」	「常設型」とすることとした。
<p data-bbox="236 853 488 887"><各委員の意見></p> <ul data-bbox="204 949 1406 1794" style="list-style-type: none"><li data-bbox="204 949 1050 983">・自治基本条例 24 条の説明からは、常設型と読み取れる。<li data-bbox="204 1043 1406 1126">・その都度住民投票条例を制定する「個別設置型」と、常に住民投票が実施できる「常設型」とでは趣旨が異なる。常に実施できることに意義がある。<li data-bbox="204 1187 1406 1270">・「個別設置型」だと、具体的な案件があった際に初めて条例を制定して住民投票を実施するのでは、間に合わない。<li data-bbox="204 1330 1406 1413">・住民投票条例を持つことに意義がある。個別型だと、自治基本条例の趣旨に合わない。<li data-bbox="204 1473 1406 1556">・自治基本条例制定当時、「その都度」を入れるか入れないかで議論があったと思う。その結果「その都度」が入らなかったことを考えると、常設型になる。<li data-bbox="204 1617 1406 1700">・住民投票をいつでも実施できる体制が必要なので、自治基本条例でも「その都度」という文言を入れなかったのではないか。<li data-bbox="204 1760 1406 1794">・いつでも住民の考えを問える窓口がある、住民が投票する権利があることがよい。	

(2) 結果の効力 (拘束型・諮問型)

論点2	自治基本条例見直し委員会の検討結果
「拘束型」と「諮問型」	「諮問型」とすることとした。
<p data-bbox="236 853 488 887"><各委員の意見></p> <ul data-bbox="201 949 1410 1267" style="list-style-type: none"><li data-bbox="201 949 1410 1077">・日本は議院内閣制なので、首長と議員を選挙で選んでいるが、（議決については）彼らに委ねられている。その他に、町民が発言ができる場が住民投票である。それを制度化したのが住民投票であり、それに行政が拘束されるかどうか。<li data-bbox="201 1137 1082 1171">・拘束型だと、条例案が議会で否決されることも考えられる。<li data-bbox="201 1234 1114 1267">・自治基本条例では、「その結果を尊重します」となっている。	

(4) 投票資格者

論点5	自治基本条例見直し委員会の検討結果
年齢要件	「18歳以上」とすることとした。
<p data-bbox="236 853 488 887"><各委員の意見></p> <ul data-bbox="213 949 1406 983" style="list-style-type: none"><li data-bbox="213 949 1406 983">・自治基本条例で、「町に住所を有する者のうち満18歳以上の者」となっている。	

論点8	自治基本条例見直し委員会の検討結果
投票することができない者の要件	公職選挙法、政治資金規正法又は地方公共団体の議会及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律を準用することとした。
<p data-bbox="236 757 491 790"><各委員の意見></p> <ul data-bbox="204 853 1409 931" style="list-style-type: none"> ・公職選挙法、政治資金規正法又は地方公共団体の議会及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の準用が適当と考えられる。 	